



令和 3 年 11 月号

三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

イーアス春日井 OPEN !

ようやくコロナの患者数が減り（10月12日執筆）、通常生活へ戻るのかなと期待を膨らませている今日この頃です。

春日井まつりは、今年も中止。新春マラソンも中止となりましたが、色々と動き出してきました。

勝川駅の弘法市が10月23日に行われ、勝川藝術祭も10月30日に開催されます。（この紙面が読まれる頃にはもう開催済みですね。すみません）



そして、イーアス春日井も10月22日にグランドオープンを迎え、私が商工会議所及び商連の仕事で引き受けさせてもらっております「かすがい GOGO 株式会社」の地域物産のアンテナショップが出来上がります！

春日井市の特産品はもとより、高知県・青森県の美味しい物産を300アイテム程度取り揃えておりますので、是非皆さん一度お越し頂ければと思います。

私が店舗スタッフとして店頭に立っている！ことはありませんけども（笑）。何かのついでに寄っていることはあるかもしれません。

また、テナントで販売する食物販の商品も継続的に募集しています。ビジネスチャンスかと思しますので、興味がありましたら、一度お問い合わせください。

以上、今回は広報でした！

本店
便り

控除証明書の保管をお願いいたします

文責：亀田

この原稿を執筆している現在、10月も中旬となり、秋の風が感じられる季節になりましたね。

弊社では毎年この時期に社員旅行に行きますが、今年はコロナ禍により中止となりました。その代わりとして、10月8日（金）に、クイズ大会を開催しました！

高校生クイズを参考に、知力・体力・運を味方に本店の1階～3階全体を使い行いました。普段デスクワークの私たちには、かなり良い運動になり、今後の年末調整業務や確定申告業務のモチベーションアップとなりました！

さて、年末調整に必要な各種控除証明書が10月から順次郵送されてきます。

例年同様、今年も原本の保管をお願いいたします。



<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

控除証明書名	はがきが届く時期	届かなかった場合
保険料の控除証明書 ・ 生命保険 ・ 介護保険 ・ 個人年金保険 ・ 地震保険	10 月中旬 ～10 月下旬頃	保険会社により発送時期が異なりますので、加入している保険会社へお問い合わせください。
社会保険料（国民年金保険料） の控除証明書	10 月末 ～11 月初め頃	最寄りの年金機構（年金事務所）へお問い合わせください。
小規模企業共済	11 月中旬 ～12 月初旬頃	中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。
個人型確定拠出年金（iDeCo）	10 月下旬 ～12 月中旬頃	加入されている各機関にお問い合わせください。
住宅取得資金に係る借入金の 年末残高等証明書	10 月上旬 ～11 月上旬頃	各金融機関へお問い合わせください。

※ただし、国民健康保険は保険料控除証明書の発行が年明けとなる為、年末調整する方は、各市町村へお問い合わせください。

インター
店
便り

お米の一番おいしい食べ方は塩むすびだと思ふ

文責：大脇

こんにちは◎ 執筆時 10 月中旬、稲刈りも終え、週末は飲まず食わずで叔父から伝授してもらい、「はざ掛け」をしました。

木の棒を 2～3 本組み合わせて支柱を作り、そこに長い竹竿のような丈夫な棒を縛り付けて、稲の束をかけていく「はざ掛け」。湿気の低い秋の日差しの下で天日干しをすることにより、お米のアミノ酸と糖の含有量が高くなり、また、稲をさかさまに吊るすことで、わらの油分、栄養分や甘みが米粒へおりて、栄養とうま味が増すといわれています。ああ早く炊き立ての新米が食べたいっ！



【金屏風を並べたような美しい風景です♡】

新米と言えばおむすび🍙！つい最近おむすびネタから山下清の話になりました。ドラマの山下清と言えば芦屋雁之助ですよ？ね？ちょっと若い世代だとドラクドドラゴンの塚地とか。もっと若い世代だと「山下清って誰ですか？」だそうです(°Д°)ノ…ジェネレーションギャップだね～ジェネレーションギャップだよ～（"もう中学生"口調で）

今月はちょっと「こそっと事業所訪問」をお休みして、10 月 22 日にオープンとなりますイーアス春日井について…。

ここ数年春日井市内の 19 号線沿いも LIVIN が閉店し、続いて高砂殿、マルヤス家具、ぼくんち…と大型店舗の閉店取り壊しが続き、様変わりしています。特に LIVIN、ザ・モール パート 1 の閉店はショックでした。近年店内は閉店店舗が続きやたらとベンチが増えていましたけどね…。



【またこのステンドグラスが観られると思うと♡】

今でもはっきり覚えています 1992 年、西武百貨店がザ・モール春日井となり、あの特徴的なステンドグラスがお目見えしたときはとてもワクワクしました。縦 12.5m、横 23m、370 ピースのガラスで作られたステンドグラス。なんとニューヨークで作られて、ザ・モール春日井へ運ばれたそうです。かすがい百景にも選ばれ、春日井の景観としてシンボリック存在として親しまれてきたからこそ、取り壊し時はとてもショックでした😭 が！イーアス春日井でも一部を利用し、LED 照明により明るく生まれ変わるとか！🌟ステンドグラス「ラスティングメモリー（忘れなき思いで）」🌟。

古きも大切にしつつ新しいことに挑戦するイーアス春日井♪また春日井のシンボルとして、皆様に愛される商業施設としてだけではなく憩いの場として、新たな歴史を作ってほしいです。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

さて、ステンドグラスは、価値が減少しない資産（美術品）に該当するため減価償却ができません。

そもそも減価償却は、固定資産の購入費用を使用可能期間にわたって分割して費用計上する会計処理です。設備、機械装置、器具・備品といった、時間の経過とともに価値が減少する資産のことを「減価償却資産」といいます。減価償却資産は、使用可能期間にわたって分割して購入費用を計上する必要があります。基本的には一度に経費として計上することはできません。例えば、180 万円の自動車を経費で購入する場合には、毎年 30 万円ずつ 6 年にわたって減価償却するといった方法で経費を計上します。このように、購入した年にすべてを経費にするのではなく、何年かにわたって分割して経費にしていくことになります。

ただし、すべての資産が減価償却の対象となるわけではありません。減価償却できる資産と、減価償却できない資産があります。減価償却できる資産は、業務に使用していて、かつ時間の経過とともに資産価値が減少する固定資産です。使用可能期間が 1 年以上で取得価額が 10 万円以上の固定資産が対象です。以下は、減価償却できる資産の例です。

- ・ **減価償却できる有形固定資産**：建物・工場、設備、備品・工具など
- ・ **減価償却できる無形固定資産**：ソフトウェア、特許権、意匠権、商標権など
- ・ **生物**：家畜、樹木など

上記の通り、形のある有形固定資産のほか、ソフトウェアや特許権などの無形固定資産も減価償却の対象となります。その他、牛や馬などの家畜や、果物の樹木なども減価償却の対象です。しかし、業務に使っていない固定資産は減価償却の対象外となります。例えば未使用のものや稼働休止中の資産については減価償却の対象外となります。なお、稼働休止中の資産のうち、休止期間中に必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものについては、減価償却資産に該当します。詳しくは担当者まで…。

行楽 日記

ジブリの大博覧会

文責：南

来年モリコロパークに開園予定の『ジブリパーク』。收藏される前最後のお披露目が今夏、愛知県美術館であり、行ってきました。

モリコロパーク（愛・地球博記念公園）とは、2005 年に愛知県長久手市と瀬戸市の 2 会場で開催された愛知万博終了後、長久手会場が都市公園となった場所です。モリコロパークにはアイススケート場、フットサル場、多目的広場、こどものひろば、大観覧車等様々なエリアがあります。



モリコロパークには『となりのトトロ』に出てくる『サツキとメイの家』がありますが、2022 年秋、スタジオジブリ作品の世界観を再現したテーマパーク『ジブリパーク』が誕生予定です。

2015 年にモリコロパークで開催し大きな反響を呼んだ『ジブリの大博覧会』。魅力的な展示を加えバージョンアップしながら 5 年間で国内全 11 カ所の巡回を終えた展示物が、今回名古屋に勢ぞろいしました。

会場到着後すぐ目に飛び込んできたのは、バーカウンター越しにお出迎えしていたトトロ。やっぱり安定のかわいさ。『風の谷のナウシカ』に登場した王蟲や蟲の住む『腐海の世界』は緻密な造形で、巨大な王蟲にある沢山の目は通常の青色や攻撃食の赤色になったりで圧倒的な迫力でした。迫力といえば、『天空の城ラピュタ』に登場した『巨大な飛行船』を表現した大型模型は、上下に浮き沈みしプロペラや櫓も動くので、アニメの世界観を体感する事ができました。他にも懐かしい映画のポスターやグッズに原画、かわいいポニョなどもありました。



今回の入場は、コロナ禍ということもあり、チケットは事前購入で日時指定予約制。グッズは会場での直接購入も可能でしたが、観賞後ゆっくり買い物を楽しめる来場者限定のオンラインショップも開設されていました。

来年に迫った『ジブリパーク』のオープンに期待が膨らむ内容で、開園がますます待ち遠しくなりました。

経営
情報消費税のインボイス制度
免税事業者に対する経過措置について

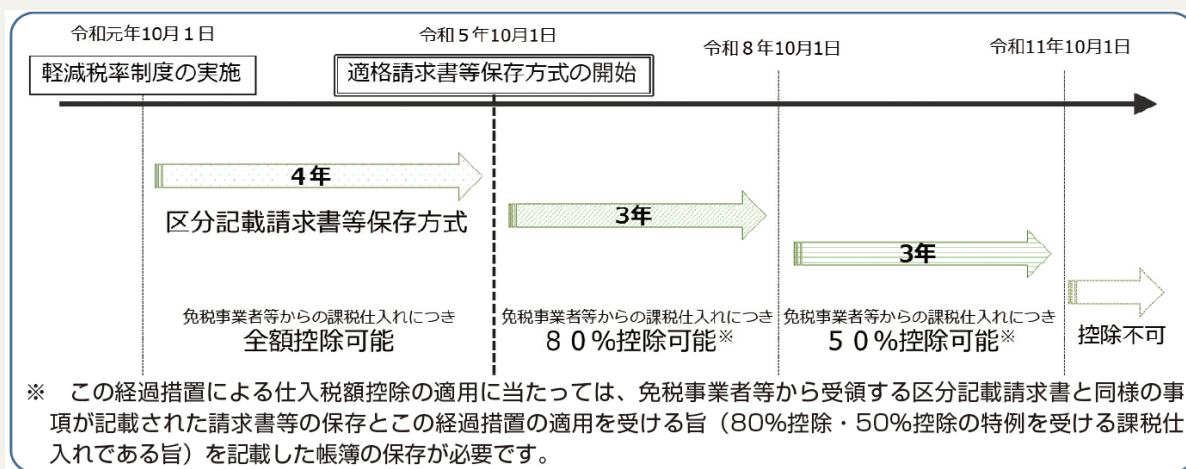
文責：中野

先月の DR.tax でもご紹介しましたが、いよいよ令和 3 年 10 月 1 日からインボイス制度の登録申請受付が始まりました。今月号では、少々派生して経過措置についてご紹介させていただきます。

インボイス制度では、免税事業者など、適格請求書発行事業者以外の方はインボイスを発行することができません。そのため原則として、免税事業者から行った課税仕入は、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度の実施に当たり、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入についても、インボイス実施後 6 年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられていますので、免税事業者はこの間に課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討していくと良いでしょう。

その他にも、YouTube 国税庁動画チャンネルでもわかりやすく説明されていますので、もしよろしければご参照下さい。



【参考】国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

11 月の税務

- ・ 個人事業税の納付（第 2 期分） 納付期限…11 月中において各自治体の条例で定める日
- ・ 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…11 月 15 日(月)
- ・ 所得税の予定納税額の納付（第 2 期分） 納付期限…11 月 30 日(火)
- ・ 9 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉 申告期限…11 月 30 日(火)
- ・ 3 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) 申告期限…11 月 30 日(火)

無料経営相談実施中！！！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

2021 年 11 月開催スケジュール(要予約)

11 月 8 日(月) 13～17 時
11 月 10 日(水) 10～12 時
11 月 11 日(木) 18～20 時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

三上税理士法人

■ 本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■ 春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆ 共通メールアドレス mikami@taxer.info